

天理市建設工事中間前払制度に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第15条第3項に規定する前払金（以下「中間前払金」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前払金の対象は、天理市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第34条第1項に規定する前払金の支払を受けている工事とする。

(中間前払金の割合)

第3条 中間前払金の割合は、請負金額の10分の2以内（工期が複数年にわたる工事については、契約書第39条第2項に掲げる各年度の出来高予定額の10分の2以内）とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前払金の端数処理)

第4条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(中間前払金の要件)

第5条 中間前払金は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に行うことができる。また、工期及び請負金額に変更がある場合は、中間前払金認定請求時点の工期及び請負金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為等に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1（債務負担行為等に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払の併用)

第6条 中間前金払は部分払と併用することができる。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることができない。

また、同一年度において、部分払の支払を受けた後には中間前金払の請求をすることができない。

(中間前金払の認定の方法)

第7条 中間前金払の認定の方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 受注者から、中間前金払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書(様式第1号)と併せ、認定資料として工事履行報告書(様式第2号)及び添付資料を提出させるものとする。

(2) 発注者は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により、第5条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書(様式第3号)を受注者に交付するものとする。

(3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

<h2 style="margin: 0;">中間前金払認定請求書</h2>		
年 月 日		
発注者	様	
	住所	
	受注者	
	氏名	
	⑩	
下記工事の中間前金払の認定を請求します。		
記		
工 事 名		
工 事 番 号		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請 負 金 額	円	
摘 要	工期の2分の1を経過した日： 年 月 日 添付書類 ・ 工事履行報告書（様式第2号） ・ 工程表 ※ 予定工程と実施工程が対比してあること。 ・ 平面図 ※ 出来高がわかる着色がしてあること。 ・ 工事全景写真 ※ 工事の進捗状況がわかるように撮影してあること。	

注 債務負担行為等に係る契約では、工期の2分の1を経過した日については、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過した日を記入する。

<h2 style="margin: 0;">工事履行報告書（中間前金払用）</h2>					
年 月 日					
発注者 様					
住所					
受注者					
氏名 ⑩					
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。					
工 事 名					
工 事 番 号					
工 事 場 所					
工 期	着 工	年 月 日			
	完 成	年 月 日			
請 負 金 額					
工 種	構 成 比	予 定 工 程	実 施 工 程	出 来 高 金 額	備 考
	%	%	%	円	
小 計	100.0%				
消費税及び地方消費税					
合計金額					

注1 構成比は直接工事費に占める各工事費の割合を、予定工程、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。

注2 出来高がわかる着色した平面図（施工済→赤、未施工→黄色）と工事の全景写真を併せて添付すること。また、添付する工程表（当初の予定工程と実施工程が対比できるもの）と記載内容が一致していること。

<h2 style="margin: 0;">中間前金払認定書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">受注者</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">発注者</p> <p style="margin: 0;">下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払を行うことができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>		
工 事 名		
工 事 番 号		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請 負 金 額	円	
摘 要		